

大河原町排水設備等工事設計施工基準

《平成 8年 4月 1日適用》

《平成19年 8月 1日改定》

《平成28年10月 1日改定》

大河原町上下水道課

目 次

1. 排水設備等指定工事店の義務	1
2. 排水設備等責任技術者の義務	2
3. 排水設備等設計施工上の注意事項	2
4. 排水設備等工事手続き上の注意事項	3
5. 排水設備等工事設計に関する諸経費の基準	5
6. 排水設備等工事施工に関する管理基準	5
7. 排水設備等工事施工に関する注意事項	7
8. 公共汚水ます工事における注意事項	8

1. 排水設備等指定工事店の義務

工事指定店は、次の各号に定める義務を負うほか、大河原町下水道条例・大河原町下水道条例施工規則・大河原町排水設備等指定工事店に関する規則並びに下水道排水設備指針と解説（社団法人日本下水道協会）に従い、工事を施工しなければならない。

(大河原町排水設備等指定工事店に関する規則第8条)

- 1) 工事等の申込を受けたときは、正当な理由がない限りこれを拒否してはならない。
- 2) 排水設備等新設計画確認申請書を提出し、確認通知を受けたのち工事に着手し、速やかに工事を完成させなければならない。
- 3) 指定工事店名義を他人に貸与したり、その請負った工事を他人に請負わせてはならない。
- 4) 工事の設計、確認申請、工事監督及び完成検査の立会いは、排水設備等責任技術者が行わなければならない。
- 5) 自己の都合により工事を完成させることができなくなった場合には、他の指定工事店に引継ぎ、工事を完成させなければならない。
- 6) 工事期間中は、安全管理及び交通管理に努めなければならない。
- 7) 工事完成後1年以内に排水設備等に支障を生じた場合は、無償で保証工事を行わなければならない。
但し、不可抗力及び使用者の故意若しくは過失によるものはこの限りではない。

※ 上記事項等に違反若しくは指定工事店として不適切な行為があった場合は、大河原町排水設備等指定工事店に関する規則第10条第2項の規定により、指定の取り消し又は一時停止の処分を受けることとなる。

2. 排水設備等責任技術者の義務

責任技術者は、大河原町下水道条例・大河原町下水道条例施工規則・大河原町排水設備等指定工事店に関する規則並びに下水道排水設備指針と解説（社団法人日本下水道協会）に従い、排水設備工事の設計及び施行（監理を含む）にあたらなければならない。

責任技術者は、排水設備工事の業務に従事（申請等の手続き・工事・完成検査）する時は、常に責任技術者登録証を携帯し、町の職員等の要求があったときは、これを提示しなければならない。

（大河原町排水設備等指定工事店に関する規則第12条・第15条）

3. 排水設備等設計施工上の注意

1) 設計する前に次の調査をしなければならない。

- イ) 処理区域として告示された地域か
- ロ) 公道・私道の別
- ハ) 公共下水道の位置
- ニ) 既設の排水設備の有無（有る場合は、それらの形状、適否、使用の可否）
- ホ) 既設取付管の使用の適否
- ヘ) 他人の土地及び他人の排水設備の使用の有無（有りの場合は、所有者の承諾書を
確認申請書に添付すること。）

2) 設計する際には、次の事項を厳守しなければならない。

- イ) 大河原町公共下水道は分流方式を採用しているため、雨水排水等を公共下水道へ
接続してはならない。
- ロ) 建物に増改築等の将来計画がある場合は、それを考慮し、位置・管径・勾配・
深さなどを決定すること。
- ハ) 排水管の勾配は下表のとおりとし、規定の勾配を確保すること。

管径(mm)	勾配
100 以上	100分の 2.0 以上
125 以上	100分の 1.7 以上
150 以上	100分の 1.5 以上
200 以上	100分の 1.2 以上

※ 接続桝の管底高さは規定の勾配で計算した数値から1cm低く設定し、完成検査において規定の勾配を確保できるよう余裕を持って設計すること。

- 二) 規定の勾配が取れない場合は、卵形管を使用すること。
但し、勾配は100分の1.0以上を確保すること。
なお、円形管と卵形管を使用する場合は上流側スパンに卵形管を使用すること。
- ホ) 小口径柵の使用基準は下表のとおりとすること。

口径(mm)	深さ(下流側)
150mm	70cm 未満
200mm	70cm 以上

※小口径柵の深さが90cmを越える場合は、事前に上下水道課に協議すること。

- ハ) 柵間の距離は、管径の120倍までとする。
- ト) 変化点に柵を設置する場合は、その内角は90度以上とする。
- チ) 汚水(大便器トイレ)接続柵については3cm段差付を使用し、合流柵についても逆流防止機能のついた柵を使用すること。
- リ) 柵に車重が掛かる箇所は、鋼製蓋を使用すること。
- ヌ) 排水管の土被りは、20cm以上とすること。
- ル) 排水管の基礎砂及び保護砂厚は、下表のとおりとすること。なお、使用する砂については川砂もしくは山砂(洗い砂)とし、石等が混入する悪質な砂は使用しないこと。

名称	厚さ
保護砂	5cm 以上
基礎砂	10cm 以上

- ヲ) 建物基礎にスリーブを抜く場合も、排水設備等計画確認通知書の受領後に施工すること。
- ワ) 以上の基準で設計できない場合は、事前に上下水道課に協議すること。

4. 排水設備等工事手続き上の注意事項

- 1) 排水設備等確認申請書は、所定事項を記入捺印のうえ、位置図・平面図・縦断図・継手類及び付帯工の明細書を添付し、着手予定日の7日前までに提出すること。

※ 計画平面図(配管図)について、排水設備については朱書き・雨水排水については青書きとし、配管図を併記すること。

- 2) 除害施設設置工事がある場合は、事前に上下水道課に協議すること。
- 3) 特殊な製品及び器材を使用する時は、事前に上下水道課に協議すること。
- 4) 水洗便所融資あっせんを希望する排水設備工事については、申請書に必要事項を記入し関係書類を添え、確認申請書と同時申請をすること。
尚、工事については、融資あっせん決定後に着手すること。
- 5) 融資あっせん限度額は、一戸につき上限50万円と定め、工事費の範囲内とする。
尚、該当家屋は個人所有で、汲み取り改造及び浄化槽切替工事家屋を、融資あっせん対象とする。
(詳細については、上下水道課で調査・確認すること。)
- 6) 排水設備工事において、申請図面等と相違が有った場合は、変更確認申請書を提出し、確認を受けること。
- 7) 公共下水道使用開始届は、新築工事においては水道検査後、メーター器番号・メーター器指針及び開始年月日を記入の上、届出すること。
汲み取り改造及び浄化槽切替工事においては、公共汚水枳への接続後、メーター器番号・メーター器指針及び開始年月日を記入の上、速やかに届出すること。
- 8) 完成届は必要事項を記入し申請者の承認[㊤]を得たうえで、工事完了後5日以内かつ検査日の5営業日前までに届出ること。
尚、責任技術者は出来形測量を実施し、完成図面に下記項目を記載のうえ提出すること。

枳	規格・深さ・枳間距離
排水管	規格・勾配(小数1位まで表示)

※ 完成平面図(配管図)について、排水設備については朱書き・雨水排水については青書きとし、配管図を併記すること。
- 9) 責任技術者は検査前に竣工状況を確認し、点検整備・清掃を終えて竣工検査に臨まなければならない。
- 10) 検査前に不備な点があった場合には、速やかに手直しを行い完成検査を受検すること。

5. 排水設備等工事設計に関する諸経費の基準

1) 諸経費の基準は、次のとおりとする。

イ) 設計手数料

一般家庭の排水設備等確認申請書に係る設計手数料は、1件につき排水設備工事費の3%以内の金額（1,000円未満切り捨て）とする。

但し、排水設備工事費の3%の金額が20,000円未満の場合は、20,000円を上限として計上できる。

ロ) 運搬消耗損料

排水設備工事費に水洗設備工事費を加算した額の4%以内の金額（1,000円未満切り捨て）とする。

但し、工事の大部分が1m未満の狭隘箇所、主に人力作業となる場合については、6%以内の金額（1,000円未満切り捨て）を上限として計上できる。

ハ) 諸経費

総工事費の15%の金額（1,000円未満切り捨て）を上限として計上できる。

但し、次の費用は含まれないものとする。

* 改装大工工事費 * 共同管負担分 * 給水設備工事費

二) 工事価格

1,000円未満切り捨てとし、端数は改めるものとする。

尚、金額には消費税相当額は含まれないものとする。

ホ) 工事請負額

工事価格に消費税相当額を加算した金額とする。

6. 排水設備等工事施工に関する管理基準

1) 製品管理

イ) 使用する材料は、屋外保管により反った製品及び劣化した製品を使用してはならない。

ロ) 一度使用した製品を再使用してはならない。

ハ) 端材管同士のカラー使用による接続はしてはならない。

2) 施工管理

- イ) 丁張り設置を行い、高さ（勾配）及び偏心管理を実施しなければならない。
- ロ) 排水管及び柵の埋戻しに際しては、偏圧を加え無いように均等に埋戻しを行い中だるみ・中折れを発生させてはならない。
- ハ) 柵の蓋高は、計画地盤高に併せばらつきを生じてはならない。
- 二) 排水管及び柵の接合部分は、段差が生じないようにし、接着剤を内部に付着させてはならない。
- ホ) 公共汚水柵（コンクリート製）接続について、排水管は底盤合わせとする。
蓋・側塊・底塊の目地は、コーキング等により目地詰し、地下水・雨水が浸入しないように取付けなければならない。
インバートをきる場合は、その内角は90°以上とすること。
- ヘ) 責任技術者は、施工状況を把握し、申請図に基づいて管理を実施しなければならない。

3) 写真管理

- イ) 責任技術者は、下記項目の撮影及び管理を行い、完成届に添付し、提出しなければならない。※写真で確認できない場合は検査時に現地で確認を行う。埋設部が確認できない場合は掘削による確認が必要となる。

撮影項目	撮影箇所	撮影枚数	摘要
着手前	各路線毎	各1枚	全景
完成	各路線毎	各1枚	着手前と対比
床堀完了	代表路線	1枚	〃
基礎砂施工完了	代表路線	1枚	〃
基礎砂厚確認	各路線毎	各1枚	ロット等による表示
管・柵設置状況	各路線毎	各1枚	着手前と対比
保護砂施工完了	代表路線	1枚	〃
保護砂厚確認	各路線毎	各1枚	ロット等による表示
埋戻し状況	代表路線	1枚	全景
公共柵接続	公共柵	1枚	接合部分を撮影
器具設置状況	トイレ・キッチン	各1枚	器具設置・シンク下排水接続
浄化槽・便槽処理	消毒・器具撤去	各1枚	作業確認

7. 排水設備等工事施工に関する注意事項

1) 浄化槽・便槽処理

- イ) 浄化槽・便槽の処理方法は、宅内からの撤去が望ましい。
- ロ) 撤去できない場合は、下記の対応を行うこと。
 - i. 槽内の清掃及び汲取りを行い、槽内器材の撤去後、消毒を実施すること。
 - ii. 槽底盤に穴あけ、砂による埋め戻し及び水締めを行い、沈下防止を行うこと。

2) その他

施工中、問題が発生した場合は、上下水道課に協議するものとし、決して自己判断による施工を実施してはならない。

8. 公共汚水ます工事における注意事項

1) 工事申請についての注意事項

- イ) 公共汚水ますを新設・改良・移設・撤去する場合は、工事の申請を行い許可を受けなければならない。
- ロ) 公共汚水ますについては、原則として町において施工・管理している。
個人の理由等により私費施工の場合であっても町管理となりますので、工事許可申請が必要となる。
 - i. 新設工事：下水道本管から新たに取出し管及び柵を設置すること。
 - ii. 改良工事：柵の位置を変え、嵩上げ・切下げ及びコンクリート柵から小口径柵に形状を変更すること。
 - iii. 移設工事：現にある柵を利用し、位置を前後左右に変更すること。
 - iv. 撤去工事：柵・取出し管を撤去すること。
- ハ) 公共汚水ます申請書は、所定事項を記入捺印のうえ、位置図・平面図・公共汚水柵図（町管理図面：B4）を添付し、着手予定日の7日前までに提出すること。
（2部提出）

二) 公共汚水柵図の作成について

- i. 新設工事：必要事項を記入し、総て黒書きとする。
- ii. 改良工事：既存柵図に、撤去部を黄書き、改良する部分を朱書きとする。
- iii. 移設工事：既存柵図に、撤去部を黄書き、移設する部分を朱書きとする。
- iv. 撤去工事：既存柵図に、撤去部を黄書き、キャップ止部を朱書きとする。
※改良・移設・撤去は比較するので既存柵図は消さないこと。

ホ) 新設工事の設計について

- i. 標準施工図（上下水道課で配布）の基準により、設計すること。
- ii. 標準蓋及び防護蓋については、大河原町型を使用すること。
- iii. 水道管との同時取出し実施の場合、離隔50cm以上を確保すること。
- iv. 上記基準により、施工が困難な場合は、上下水道課と協議すること。
- v. 本管取出し部分については、道路管理者の占用許可及び警察署の道路使用許可をそれぞれ受け、写しを着手前に上下水道課に提出すること。

2) 工事施工についての注意事項

イ) 工事施工業者

- i. 新設工事：道路工事となるため、建設業（土木）の許可を保有している業者で、下水道本管工事の実績があり、適当と認められる業者とする。
- ii. 改良・移設・撤去工事：町排水設備工事指定店とする。

□) 工事着手

- i. 工事許可書を受理してから、工事に着手しなければならない。

ハ) 新設工事の施工

- i. 本管取出しについて、工事立会確認が必要となりますので、工事実施3日前までに連絡し、工事立会を受けること。
- ii. 道路復旧については、道路管理者の許可条件に従い復旧するものとするが、取出管等沈下たるみの生じないように施工すること。
尚、道路上で工事となるため近隣住宅に配慮し、トラブルを生じてならない。
- iii. 工事により泥水を排水処理する場合は、簡易沈殿槽等を設置し処理水を排水すること。側溝に直接泥水を排水してはならない。
側溝等に泥・土砂が堆積した場合は、指定工事店の責任において清掃すること。

二) 撤去部材

- i. 撤去工事により取外した蓋（受枠共）は、町に返納すること。その他の部材については、工事指定店の責任において処分すること。

ホ) 共通事項

- i. 施工中は管渠内に土砂等が入らないよう充分注意し施工すること。
- ii. 着工前・完成・施工状況（埋戻し後確認できない部分については写真撮影）を写真で管理すること。

3) 完成届の提出

- イ) 完成届に位置図・平面図・公共汚水柵図及び工事写真を添付のうえ、完成後5日以内に届出なければならない。（公共汚水柵図2部、その他は1部）
-) 公共汚水柵図の作成は、大河原町指定の様式（B4）で作成し提出すること。
 - i. 新設工事：必要事項を記入し、新設後の出来形で作図。（全て黒書き）
 - ii. 改良工事：既存柵図を利用し、改良後の出来形で作図。（全て黒書き）
 - iii. 移設工事：既存柵図を利用し、移設後の出来形で作図。（全て黒書き）
 - iv. 撤去工事：既存柵図を利用し、撤去後の出来形で作図。（全て黒書き）

4) 完成検査

- イ) 宅内排水設備と同時施工の場合は、宅内検査時に完成検査を受検すること。
-) 単独施工の場合は、単独で完成検査を受検すること。